

機関番号：13701

研究種目：基盤研究（C）

研究期間：2008～2010

課題番号：20591395

研究課題名（和文） 発達障害児・者の精神心理鑑定に関する研究

研究課題名（英文） Psychiatric/psychological evaluation of children/ individuals with developmental disorders

研究代表者

高岡 健（TAKAOKA KEN）

岐阜大学・大学院医学系研究科・准教授

研究者番号：80226737

研究成果の概要（和文）：非行・犯罪を惹起した発達障害児・者に対する精神・心理鑑定について学際的研究を行い、責任能力鑑定にとどまらない訴訟能力鑑定・情状鑑定の意義と方法論を明らかにした。われわれが関与した自閉症スペクトラムの事例は、訴訟無能力が認められ公判が停止された稀な裁判例であった。日本の司法は被告人の背景や情状を軽視しがちであり、犯罪を惹起した人間の矯正のためには臨床精神科医が上記背景と情状に重きを置くことが求められる。

研究成果の概要（英文）：Through the interdisciplinary study of psychiatric/psychological evaluation, significance and methodology with regard to the criminal responsibility, competency to stand trial, and extenuating factors of defendants with developmental disorders were clarified. there are few precedents concerning CST. The case of autism spectrum disorder in which the trial was suspended due to the defendant's lack of CST—a case in which we participated as evaluators—represents the rare exception in Japan. Japanese court decisions tend to disregard defendants' backgrounds or mitigating factors, aspects to which clinical psychiatrists conversely attach much importance for reclamation of offenders.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
2008 年度	700,000	210,000	910,000
2009 年度	500,000	150,000	650,000
2010 年度	800,000	240,000	1,040,000
年度			
年度			
総計	2,000,000	600,000	2,600,000

研究分野：医歯薬学

科研費の分科・細目：内科系臨床医学・精神神経科学

キーワード：司法精神医学

## 1. 研究開始当初の背景

（1）発達障害を有する者の責任能力に関するコンベンションは未だ成立しておらず、また日本の裁判における訴訟能力・情状鑑定に関しての研究は乏しい。そのために日本の司法は、責任能力に偏重した展開になっている。その結果として、発達障害を有する者にふさ

わしい刑事訴訟が行われているとは言い難い現状がある。

（2）本研究者は、発達障害児・者が惹起した事件について、少年の生育歴と家族・学校・地域・社会との関連や、従来の司法の限界に関する指摘を行ってきた。また、障害

の直接の影響下に動因が形成されるのではなく、障害は犯行・非行の形式的側面に影響を与えるものであることを解明してきた。さらには、少年事件についての責任能力・審判能力・処遇能力・情状鑑定に関する予備的研究を通じた、論点の抽出が行なってきた。

## 2. 研究の目的

(1) 非行・犯罪を惹起した発達障害児・者の責任能力、訴訟（審判）能力、受刑（処遇）能力、および情状鑑定の果たす社会的役割を研究する。

(2) 上記を通じて、法曹と精神医学との間のコンベンションの成立を目指す。とりわけ、機械的なマニュアル判断の台頭に歯止めをかける責任能力基準の確立と、訴訟空間における訴訟無能力者の人権擁護、訴因以外の情状に配慮した裁判および処遇の確立を、本研究の目的とする。

(3) これらが裁判員裁判に及ぼす影響について研究する。とりわけ、一般市民が合意する責任能力論、人権擁護の視点から取調段階を含む訴訟能力の把握、生育史や本人歴と犯行との関連性の明示、従来の多様性に欠ける処遇の修整を通じた社会復帰のあり方までを射程に入れた提言を行う。

(4) 以上を通して、発達障害児・者による刑事事件の抑止のための材料を提供する。

## 3. 研究の方法

(1) 発達障害を有する者の責任能力・訴訟（審判）能力・受刑（処遇）能力・情状鑑定に関する論点を抽出し、精神医学・法学にまたがる多角的・学際的観点から検討を深化させる。

(2) 研究代表者と研究協力者が直接的に関与した司法事例の検討を通じて、精神・心理鑑定の現状と法廷における位置づけを整理する。併行して、国内外の裁判例との比較検討を行い、問題点を抽出する。

(3) 法曹と医学との討論を通じて、責任能力、訴訟能力、情状鑑定に関するコンベンションを両者のあいだで形成する。同時に、裁判員裁判を念頭に置いて、発達障害児・者の責任能力についてのコンベンションを成立させるための精神医学的基準、訴訟能力の判定に必要な面接の開発、受刑能力に応じた処遇指針、情状鑑定に必要な情報の取得方法と解釈方法を発展させる。

(4) 関連する教育、福祉等の領域へ、成果を還元する。

## 4. 研究成果

(1) 原則逆送事件でないにもかかわらず逆送された板橋事件をはじめとする複数の少年事件（大阪姉妹殺害事件・寝屋川市教職員殺傷事件・伊豆の国市事件・奈良医師宅放火事件・会津若松事件・八戸事件）の検討と解析により、発達障害自体が直接的に少年事件を引き起こすのではないことを明らかにした。

(2) (1) を通じて、発達障害を有する少年による事件と、発達障害を有しない少年による事件の動因は、いずれも父親による子どもの支配度と、母親による子どもの受容度の逆数との相関によって決定されることを示した。同時に、生育歴・本人歴における教育的・福祉的・職業的支援の不足ないし欠如が、事件へ至る閾値を低下させていることが解明された。

(3) 逆送後の少年事件の裁判員裁判を想定した模擬裁判について検討し、いわゆる55条移送をめぐる保護処分有効性と許容性をめぐる判断に際しては、とりわけ有効性判断に対して情状鑑定が不可欠であること、具体的には家庭環境・生育歴が人格発達・更生可能性の確定に重要であることが明らかにされた。

(4) (3) を通じて、逆送後の少年事件の裁判員裁判における情状鑑定および鑑定人としての証言では、虐待やマルトリートメントがもたらす影響、広汎性発達障害が事件の形式面に及ぼした影響に加えて、障害をめぐる対応が少年の自己価値に与えた影響を精査説明することが、障害特性の解説とともに必要である点を指摘した。

(5) 刑事責任能力のない年齢の少年によって引き起こされた高田馬場事件の検討により、少年事件の情状鑑定とは要保護性鑑定にほかならないことが証明された。

(6) (5) に加えて、いわゆる55条移送を目指す情状弁護が情状鑑定すなわち要保護性鑑定を包摂するものであることが、法曹と医学とのあいだの討論を通じて位置づけられた。

(7) 少年による虐待死事件である昭和区事件の解明から派生して、情状鑑定の構成要素が、犯行当時の精神状態・知能・性格ないし人格・原因と動機・生活史と生育環境・社会適応性と再犯危険性よりなること、そして再犯危険性鑑定は規範的責任論の範囲で要因を解明する点で保安処分とは峻別されるこ

とが明示された。

(8) 知的障害を有する成人が関与したホームレス襲撃事件を検討し、知的障害を智能・適応・参加・健康・状況という5次元から考察することが、処遇論に寄与することを示した。

(9) 自閉症を有する者の訴訟無能力が決定された本邦初の事例である所沢事件の研究により、ダスキー基準に相当する抽象概念の理解能力およびコミュニケーション能力についての判断が、訴訟能力判断の構成要素であることを解明した。

(10) (9) に関して、法曹とのあいだの討論が研究会と法律専門誌の場で実現し、自閉症を有する者にとっての訴訟能力の意義と、米国で先行している訴訟能力テストの日本における限界が、両者のあいだで共有された。

(11) 訴訟無能力者の公判停止後の処遇が、日本における法体系で明確に位置付けられていないという問題点が明るみに出された。

(12) 自閉症を有する者が被告人となった、日本における7つの裁判例を検討し、そのほとんどが責任能力をめぐる争われていること、訴訟無能力が認められた裁判例は本研究者による(9)のみであったことが解明された。

(13) 責任能力判断のために近年もちいられることの多い心理学的7要素の枠組みは、有責に傾きやすく、人間像を含む情状要素を軽視する結果に陥るため、その機械的な当てはめには問題点が多いことを指摘した。

(14) 犯行の根本的部分で争いがある場合には、一件記録に根拠を置いた鑑定を行うべきでないこと、また責任能力鑑定は冤罪が争われているときには実施してはならないこと、そして精神鑑定の実施後に被告人が否認へと転じた場合には、鑑定書は撤回されねばならないことを指摘した。

## 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計8件)

- ①高岡健、木村一優、自閉症を有する者の訴訟能力、季刊刑事弁護、査読無、No.65、2011、175-177
- ②高田知二、高岡健、伊藤宗親、金岡繁裕、外国人に対する精神鑑定の諸問題、精神医学、査読有、51巻、2009、1013-1024

- ③高岡健、司法をめぐる問題、児童青年精神医学とその近接領域、50巻、2009、217-221
- ④高岡健、川村百合、少年の裁判員裁判と精神医学の役割、精神医学、査読有、51巻、2009、814-815

[学会発表] (計7件)

- ①Takaoka K, Seki M, Jin-Fen H, Kimura K: Autism Spectrum Disorders in the Forensic Context. 19<sup>th</sup> World Congress of IACAPAP, 3/Jun/2010, Beijing
- ②高岡健: なぜ非行は15-16歳で多発するのか. 第3回非行臨床学会、2010年7月31日、千葉
- ③高岡健: 少年の裁判員裁判と児童精神医学の役割. 第50回日本児童青年精神医学会、2009年10月1日、京都
- ④Kimura K, Takaoka K, Nakajima N, Saito K: Competency to stand trial in autism. 18<sup>th</sup> World Congress of IACAPAP, 2/May/2008, Istanbul
- ⑤高岡健: 少年非行と広汎性発達障害. 第35回日本犯罪社会学会、2008年10月18日、東京

[図書] (計7件)

- ①高岡健、明石書店、精神鑑定とは何か、2010、206
- ②高岡健、相川裕、川村百合、多田元、高森裕司、明石書店、少年事件 心は裁判でどう扱われるか、2010、275 (分担執筆ではなく対談をもとにした共著のため最初と最後の頁を特定することができない)
- ③高岡健、明石書店、発達障害は少年事件を引き起こさない、2009、203

[産業財産権]

○出願状況 (計0件)

名称:  
発明者:  
権利者:  
種類:  
番号:  
出願年月日:  
国内外の別:

○取得状況 (計0件)

名称:  
発明者:  
権利者:  
種類:  
番号:  
取得年月日:  
国内外の別:

[その他]  
ホームページ等  
<http://repository.lib.gifu-u.ac.jp>

6. 研究組織

(1) 研究代表者

高岡 健 (TAKAOKA KEN)  
岐阜大学・大学院医学系研究科・准教授  
研究者番号：80226737

(2) 研究分担者

( )

研究者番号：

(3) 連携研究者

( )

研究者番号：